

スクールボランティア実施要綱

大和市立緑野小学校

(趣旨)

1. この要綱は、緑野小学校におけるスクールボランティア活動に関して必要な項目を定める。

(スクールボランティアの立場)

2. スクールボランティアは、児童及び関係者の個人情報の保護に努めると共に、学校での教育活動をより充実させるための補助的活動を行う。
3. スクールボランティアは、不慮の事故に備え、事前にボランティア登録を行い、市民活動保険受給対象者となる。保護者、活動が研修に当たる学生は対象になりません。

(活動上の留意事項)

4. 学校の規則を厳守し、学校の信用と品位を失墜させぬよう行動する。
5. 担当職員との連携や相談を密にし、教育活動が効果的に行われるように努めると共に、実際の活動に当たっては職員の指示に従う。
6. 活動上知り得た個人情報等について、第三者に漏らさない。

(経費について)

7. ボランティア活動のため、原則として無報酬とする。

(その他)

8. ボランティア活動を通して不測の事態があった場合は、適宜話し合い、要綱に追記する。
9. この要綱は平成22年9月1日より施行する。